

【レポート】

第41回地方自治研究全国集会
(ふくい自治研)

令和5年4月こども家庭庁が設立され、同時にこども基本法も施行された。その背景には、2020年の15歳から19歳の死因トップが自殺であることや、2020年度児童相談所の児童虐待の相談対応が20万5000件と過去最多であったこと等、少子化に拍車がかかっているだけでなく、日本の子どもの生命や安全が脅かされている現状がある。また、2023年度の不登校の児童生徒数は、小学生が約13万人、中学生が約21万人となり、初めて合計が30万人を超える結果となった。若者は、自身の”つまづき”や困り感を誰に吐露することができるのか？学校内での居場所づくりという実践を通して、若者が地域と出会い、交流を深める必要性について、提言する。

学校の中で展開する新たな場づくり —若者の選択肢を増やす—

京都府本部／公益財団法人京都市ユースサービス協会職員組合 富田 千裕

2026年度自治研集会

若者の"選択肢"を増やす

学校の中で展開する 新たな場づくり



京都市ユースサービス協会職員組合
富田 千裕



発表させていただくこと

01 | ユースサービス協会について

02 | 学校の中で展開する新たな場づくり

03 | 課題と提言「若者の選択肢を増やす」



「公益財団法人 京都市ユースサービス協会」について

○主な運営形態

指定管理者として、京都市から委託をうけ
市内7つの青少年活動センターを運営

○利用者数

全センター合計 年間50万人超え（令和7年度実績）

○職員数

約60名

各センタースタッフ数：平均6名、2交代で運営

内訳：ユースワーカー4～5名、補助スタッフ1～2名

○運営時間

朝10時から21時まで（日祝日18時まで）

毎週水曜日、年末年始のみ休館

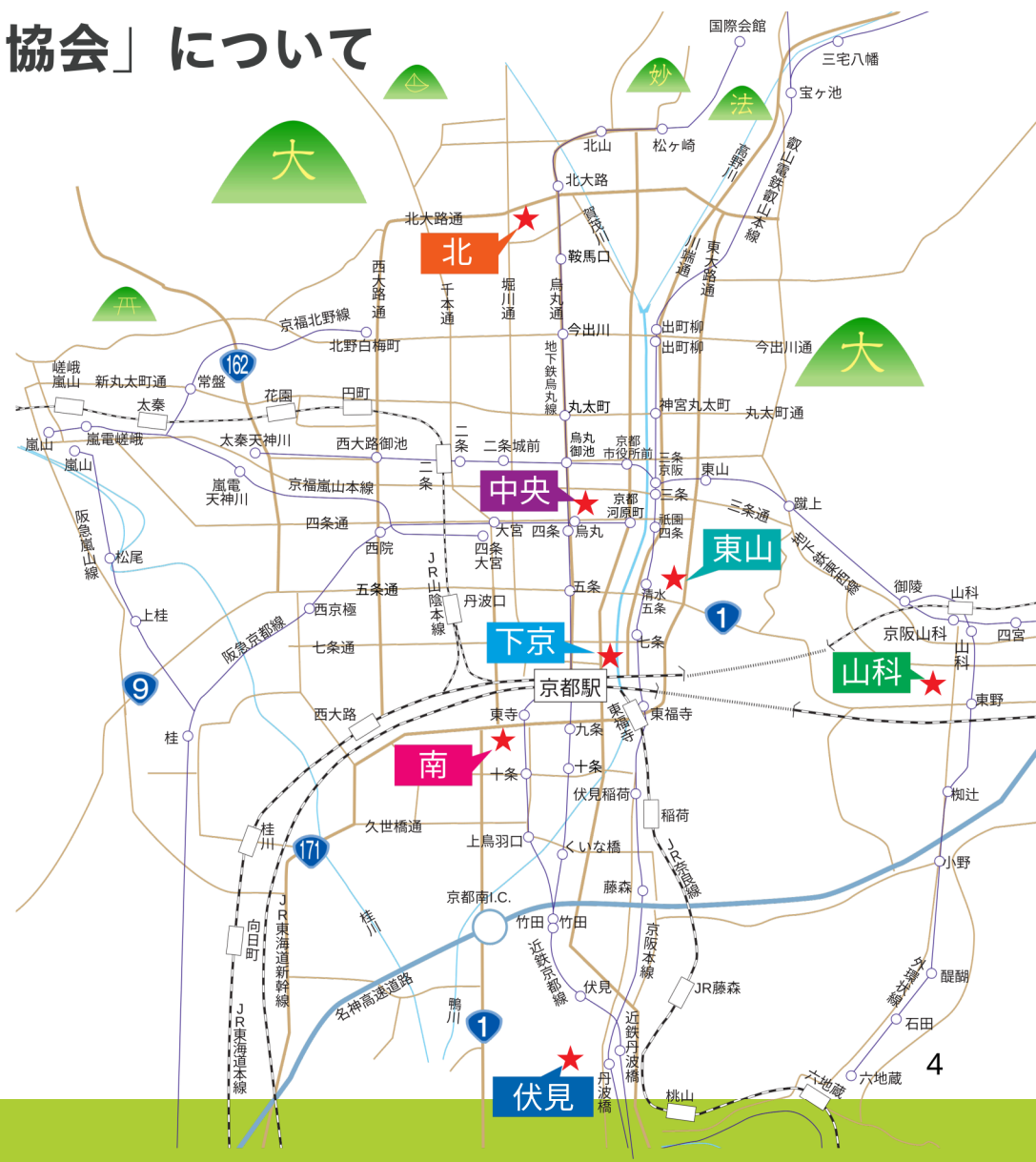
○対象

13歳から30歳まで、青少年の育成にかかわる人

⇒中学生（13歳）から大学生（22歳）までは無料

○その他の業務

- ・こども・若者総合相談窓口、サポートステーション
- ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 など

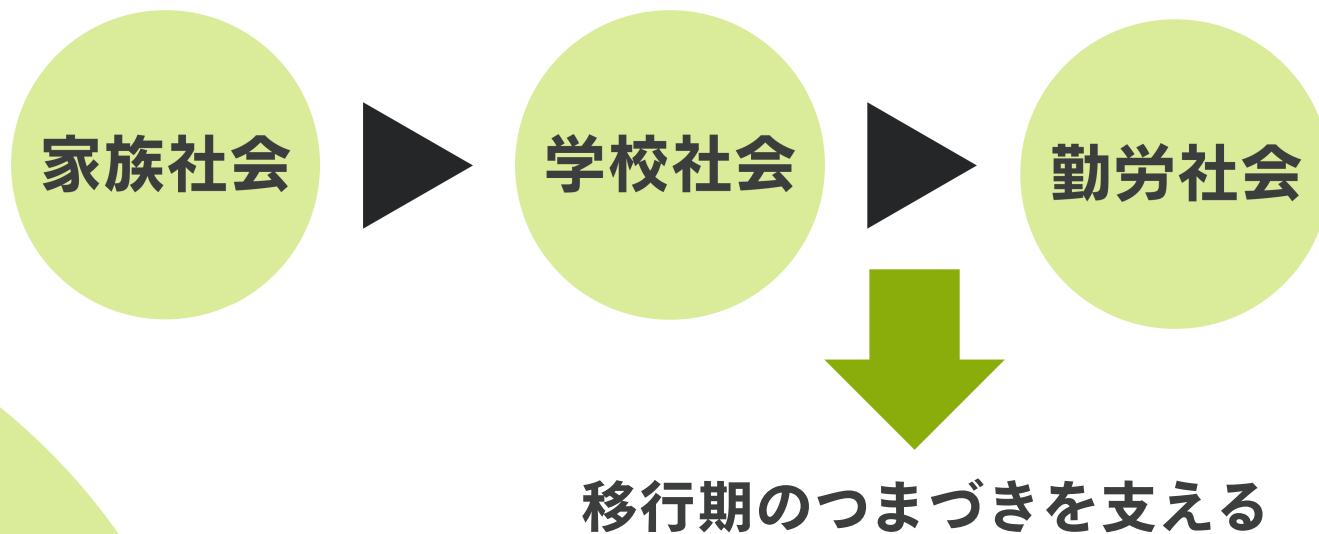


「公益財団法人 京都市ユースサービス協会」について

青少年の“移行期”を支援します

○青少年活動センターのはじまり

1960年代 勤労青少年ホームとしてスタート ⇒ 出稼ぎ労働者への余暇支援が目的
時代が進むに連れて、大学へ進学する青少年が増加 ⇒ どんな青少年でも来れる場へ変化



「公益財団法人 京都市ユースサービス協会」について

ユースサービス協会の4つのミッション

若者が本来持っている力を
発揮できる場づくり

若者が課題を乗り越えていく
ための支援をする

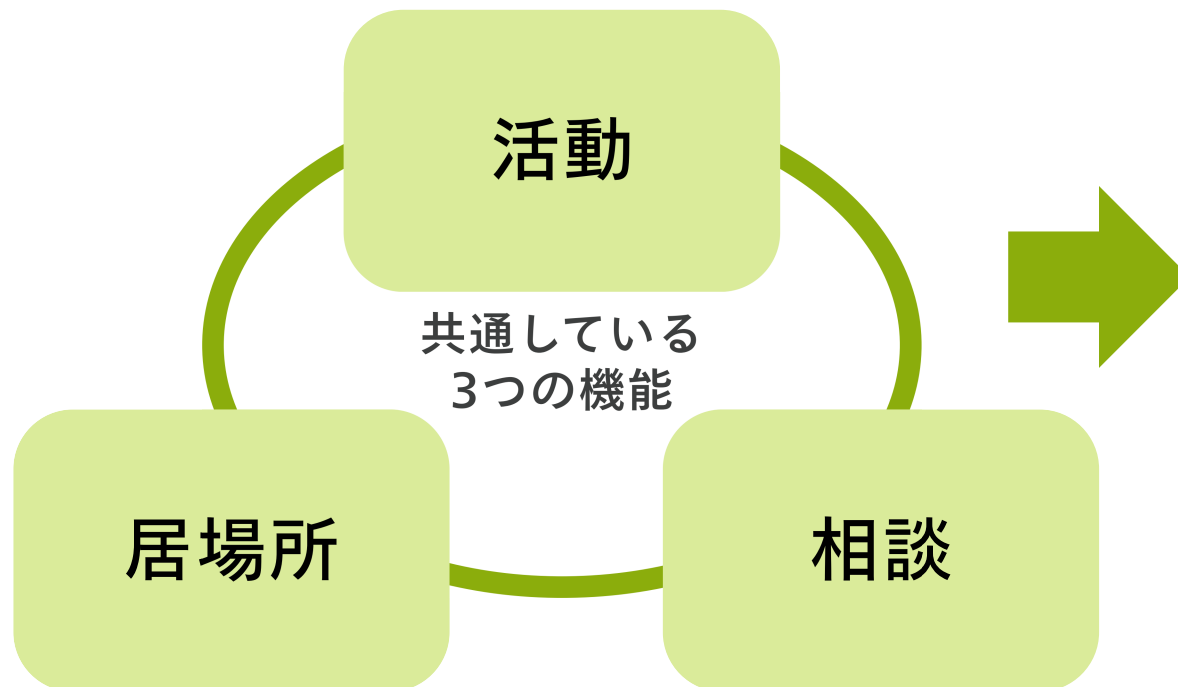
青少年自身が
市民社会の担い手
として成長

若者の市民参加、
地域社会への参加を促す

ユースサービスの活動を
広く知ってもらう

「公益財団法人 京都市ユースサービス協会」について

家庭や学校・仕事とは違う、第3の場づくり



機能を外に持ち出し
学校の中で展開



学校の中で展開する 新たな場づくり

○京都市立京都奏和高校

- ・ 令和3年4月開校の定時制高校
- ・ 1クラス20名程度 1学年80名程度×3学年+4年生約10名
- ・ 「学習上の困難やつまずきを抱えた生徒や不登校を経験した生徒、 中学校までの『**学び直し**』を求める生徒などが、 集団生活の中で多様な価値観に触れることで、自立するための基礎を身に付け、主体的に行動できるようになることを目指します」 （学校HPより）
- ・ 登校時間、3年で卒業するか4年で卒業するかによって 1部～4部を選べる（早い生徒で11時に授業開始）
- ・ 前身は、伏見工業高校（夜間定時制）



学校の中で展開する 新たな場づくり

時間割

		1部					2部					3部					4部				
		月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
1	11:00-11:45																				
2	11:55-12:40																				
休憩																					
SHR	5分間																				
3	13:25-14:10																				
4	14:20-15:05																				
5	15:15-16:00																				
6	16:10-16:55		*										*								
休憩																					
SHR	5分間																				
7	17:30-18:15																				
8	18:20-19:05																				
休憩																					
9	19:30-20:15																				
10	20:20-21:05																				

*2・3年次のみ実施します

*2・3年次のみ実施します

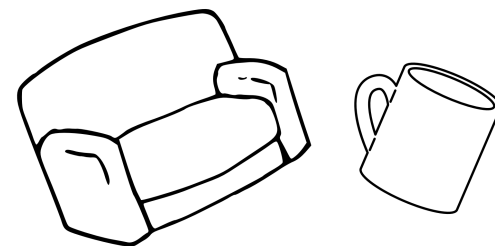
全てのコースの生徒が登校している時間帯「奏和タイム」にて、「憩いの場」と「Quintetto」を開催しています。生徒にとって、放課後の過ごし方の選択肢が増えることを願っています。

学校の中で展開する 新たな場づくり

校内居場所カフェ 「憩いの場」

居場所

- 校内に居場所をつくること
(第2.5の場 (2nd・3rdの間))
- 他学級、学年の生徒、異年齢のスタッフと過ごせる場所
- 生徒にとって新たな心の拠り所となること、尊重される経験
- 困りの早期発見、中途退学の未然防止につなげる (学校側の目的)



学校の中で展開する 新たな場づくり

出会いと交流の場づくり 「Quintetto」

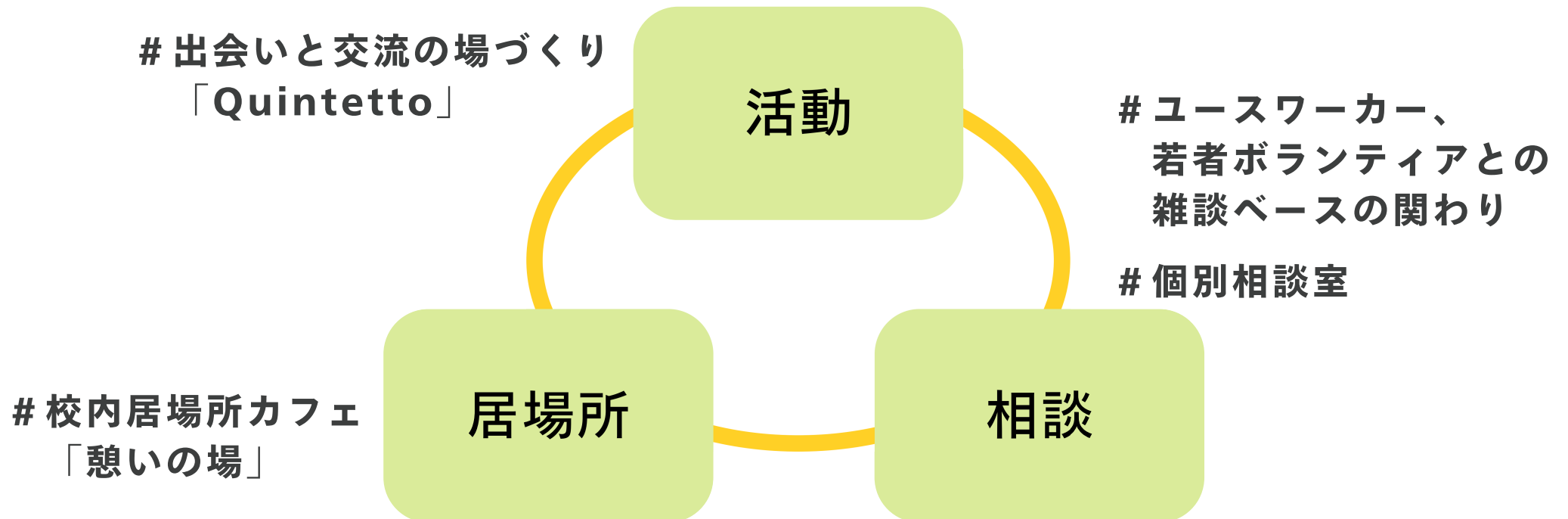
活動

- ・ユースサービス協会が持つ資源（人・多様な分野の活動団体・若者による自主活動）などを活かしながら、生徒が学校で勉強以外の学び直しや、ヒト・コト・モノとの出会い直しができるような機会づくりとして、「出会いと体験の場」に重点を置いています。



学校の中で展開する 新たな場づくり

生徒にとって、新たな選択肢の一つへ



課題

● 来室は約5～6割

全校生徒の選択肢に入れたわけではない。
全員の居場所になるには限界がある。
残りの生徒に別の居場所があれば、それでいい。

● 卒業後は？

卒業後の生徒が、社会資源につながっているのかどうか、見えなくなるケースの方が多い。在学中にできるだけ社会資源と出会ってほしい。

● 先生の業務負担は？

気になる生徒の共有や、必要と思われる生徒を場へつないでくださる。また、全校集会や・HRでの生徒への案内や、通信の配布・掲示など。地域移行にかかる負担感とは。

提言「 若者にとって、機会や場の“選択肢”を増やしたい 」

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。（こども家庭庁HPより）

▶ こどもまんなか社会

若者が自ら選び、
つながっていける社会へ

